入　札　説　明　書

平成２６年度京都府がん検診受診率インターネット調査業務に係る入札公告(平成 26 年 6 月 26 日付け京都府ＨＰ掲載)に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　公告日　平成 26 年 6 月 26 日

２　契約担当者　京都府知事　山田　啓二

３　担当部局　〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府健康福祉部健康対策課 がん対策担当
電話番号　(075)414-4766

４　入札に関する事項
(1) 業務の名称及び数量
平成２６年度京都府がん検診受診率インターネット調査業務一式
(2) 業務の仕様等
別添「平成２６年度京都府がん検診受診率インターネット調査業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
(3) 委託期間
契約締結日から平成 26 年 10 月 9 日まで
(4) 納入場所
京都府健康福祉部健康対策課

５　入札説明会の日時及び場所
平成 26 年 7 月 17 日（木）午前 10 時から
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁旧本館会議室２－J

６　入札に参加できない者
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者

７　入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。
(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものに限る。
ア　府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
イ　審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（別記第１号様式、以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の４月１日をいう。）において、直前２営業年度以上の営業実績を有しない者
ウ　申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者
エ　業務に関する府からの指示及び問い合わせに来庁対応も含め、速やかに対応できると認められない者
オ　国、都道府県又は市町村（特別区を含む。）を契約の相手方として、過去５年以

内に２件以上の「保健、医療又は福祉に関する実態調査業務」を行ったことがない者

カ　仕様書に定める回答者数を確保できると認められない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後２年間を経過しない者を含む。）

(ｱ) 法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(ｲ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ｳ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(ｴ) 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(ｵ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(ｶ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(ｷ) 暴力団及び(ｱ)から(ｶ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

ク　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす団体に属する者（その事実がなくなった後２年間を経過しない者を含む。）

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

８　資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の提出期間等

平成 26 年７月 10 日（木）から平成 26 年７月 24 日（木）までの間

（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(2) 提出場所　３に同じ。

(3) 提出方法

ア　持参により提出する場合

提出期間中の午前９時から正午まで及び午後１時から５時までの間に提出すること。

イ　郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(4) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア　法人にあっては商業登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者が制限能力者（未成年者、成人被後見人、被保佐人及び民法（明治 29 年法律第 89 号）第 17 条第１項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び破産者で復権を得ない者でないことの証明書

イ　府税納税義務者にあっては、府税納税証明書（別記第２号様式）

ウ　消費税及び地方消費税納税証明書

エ　営業経歴書及び営業実績調書（別記第３号様式）
オ　取引使用印鑑届（別記第４号様式）
カ　権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書（別記第５号様式）
キ　平成 26 年度がん検診受診率インターネット調査業務回答見込数調書(別紙様式)

(5) 資料等の提出
申請書等を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) その他
申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

９　参加資格を有する者の名簿への登載
６及び７について審査の上、参加資格があると認定された者は、平成２６年度京都府がん検診受診率インターネット調査業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

10　資格審査結果の通知
資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

11　参加資格の有効期間
参加資格の有効期間は、10 による資格審査の結果を通知した日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

12　参加資格の承継
(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（６及び７の(1)のアに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。
ア　個人が死亡したときは、その相続人
イ　個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その二親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
ウ　個人が法人を設立したときは、その法人
エ　法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人
オ　法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書
（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に通知する。

13　参加資格の取消し
(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、

その資格を取り消し、その事実があった後２年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

ア　契約の履行に当たり、故意に成果品の製造を粗雑にし、又は成果品の品質、内容、数量等に関して不正の行為をした者

イ　競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ　アからオまでのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

14　入札手続等

(1) 入札の日時及び場所

ア　日　時　平成 26 年 8 月 1 日（金）午前 11 時から

イ　場　所　京都府庁西別館会議室３０１

(2) 入札方法

ア　入札書（別紙様式）は持参するものとし、郵送、電送等による入札は認めない。

イ　代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなくてはならない。

ウ　入札書は、直接提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「平成２６年度京都府がん検診受診率インターネット調査業務入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。

　なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

エ　資格審査の結果、資格を有すると認められた者が１名であっても、原則として入札を執行する。

オ　入札回数は２回までとする。

カ　審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ　京都府指名競争入札についての確約書を提出すること。

ク　入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ケ　入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 入札者又はその代理人（以下「入札者等」という。）は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

　なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者等が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 入札者等は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕

様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員(以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の８に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者等は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア　開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者等を立ち会わせて行う。ただし、入札者等が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ　開札場所には、入札者等並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者等が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア　公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ　申請書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ　委任状を持参しない代理人による入札

エ　記名押印を欠く入札

オ　金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

カ　同じ入札に２以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

キ　入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札

ク　関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ　その他入札に関する条件に違反した入札

(11) 落札者の決定方法

ア　京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ　落札者が決定通知のあった日から２日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

15　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

16　入札保証金
免除する。

17　違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 10 分の 1 相当額の違約金を徴収する。

18　契約保証金
免除する。

19　契約書作成の要否
要（別紙契約書案により作成するものとする。）

20　その他
(1) 1から 19 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
(2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。
(3) 仕様書、契約書案等については、入札後速やかに返却すること。
(4) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。